

薬機法等改正に伴う保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則等の所要の見直しについて

第1 基本的な考え方

令和9年5月20日に、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第37号）の一部が施行されることに伴い、必要な改正を行う。

第2 具体的な内容

(1) 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和32年厚生省令第16号）の改正関係

○ 保険薬局における患者に対する療養の給付に関する処方箋及び調剤録の保存期間について、3年間から5年間に延長する。

改 定 案	現 行
（処方箋等の保存） 第六条 保険薬局は、患者に対する療養の給付に関する処方箋及び調剤録をその完結の日から<u>五年間</u>保存しなければならない。	（処方箋等の保存） 第六条 保険薬局は、患者に対する療養の給付に関する処方箋及び調剤録をその完結の日から<u>三年間</u>保存しなければならない。

(2) 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和 58 年厚生省告示第 14 号）の改正関係

- 保険薬局における患者に対する療養の給付及び保険外併用療養費に係る療養に関する処方箋及び調剤録の保存期間について、3 年間から 5 年間に延長する。

改 定 案	現 行
(処方箋等の保存) 第二十八条 保険薬局は、患者に対する療養の給付及び保険外併用療養費に係る療養に関する処方箋及び調剤録をその完結の日から <u>五年間</u> 保存しなければならない。	(処方箋等の保存) 第二十八条 保険薬局は、患者に対する療養の給付及び保険外併用療養費に係る療養に関する処方箋及び調剤録をその完結の日から <u>三年間</u> 保存しなければならない。